

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年7月12日提出
【計算期間】	第9特定期間 (自 2018年10月23日 至 2019年4月22日)
【ファンド名】	ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）日本円コース ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）通貨αコース
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松下 浩一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇 保宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<米ドルコース・日本円コース>

当ファンドは、エネルギーや天然資源等に関連する米国のMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）等へ投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産（収益の源泉）	その他資産
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産（MLP）））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）日本円コース

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産（収益の源泉）	その他資産
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産（MLP）））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

<通貨αコース>

当ファンドは、エネルギーや天然資源等に関連する米国のMLP等へ投資するとともに、通貨のオプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略を構築し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	その他資産
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産（MLP）））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他資産」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの

商品分類表

〈ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型) 米ドルコース〉

〈ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型) 日本円コース〉

〈ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型) 通貨αコース〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型) 米ドルコース〉

〈ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型) 通貨αコース〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式		グローバル		
一般	年1回	日本		
大型株				
中小型株	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券		欧州		
一般	年4回	アジア		
公債	年6回 (隔月)	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
クレジット属性 ()		中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券) (その他資産(MLP))	日々			
資産複合 ()	その他 ()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型) 日本円コース〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		
大型株	年2回			
中小型株		北米		
債券	年4回	欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
一般				
公債	年6回 (隔月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券				
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券) (その他資産(MLP))	日々	中近東 (中東)		
資産複合 ()	その他 ()	エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞



1 エネルギーや天然資源等に関連する米国のMLP等へ投資します。



2 通貨戦略の異なる3つのコースがあります。

- 当ファンドには次の3つのコースがあり、通貨 α コースにおいては、通貨のオプション取引を活用した通貨カバードコール戦略を構築します。

米ドルコース

日本円コース

通貨 α コース

(注) 3つのコースの間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



3 毎月20日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。



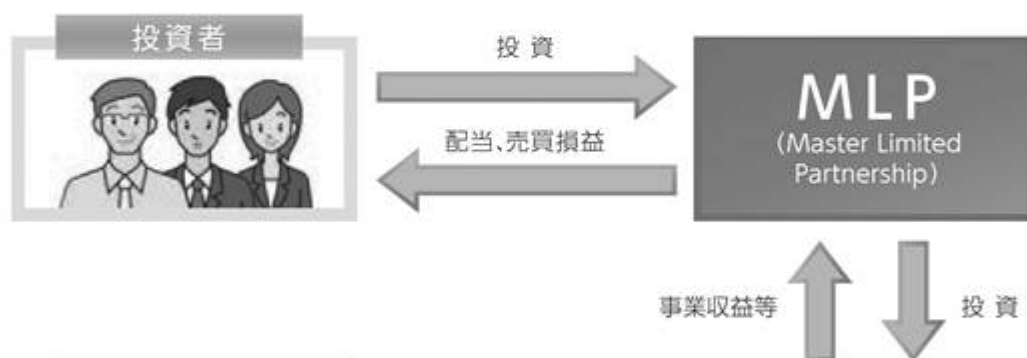
エネルギーや天然資源等に関連する米国のMLP等へ投資します。

※MLP等には、MLPに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、MLP関連のETF、およびMLPに関連するその他の証券等を含みます。

MLPについて

- MLPは、米国で行なわれている共同投資事業形態のひとつであり、その出資持分が米国の金融商品取引所等で取引されています。
- 総所得の90%以上をエネルギーや天然資源の輸送(パイプライン)、貯蔵、精製等の事業等から得ることがMLPの成立要件です。
この要件を満たすと、原則として法人税が免除されます。

MLPへの投資のイメージ



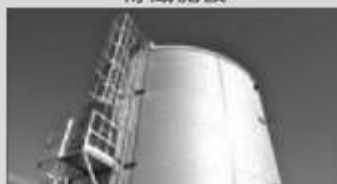
主な投資対象事業

エネルギー・天然資源関連事業等

輸送(パイプライン)



貯蔵施設



主な事業収益

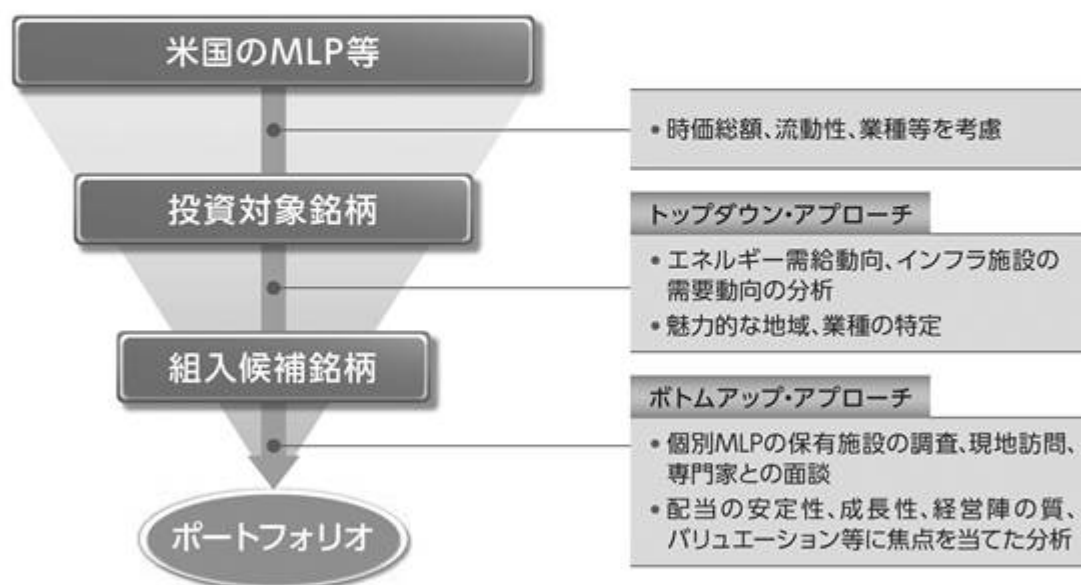
エネルギー・天然資源の輸送料・保管料・インフラ施設利用料等

※MLPが投資対象とする事業は、上記に限定されるものではありません。

ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針で行なうことを基本とします。

- 米国のMLP等の中から、時価総額、流動性、業種等を考慮して投資対象銘柄を選定します。
- 投資対象銘柄について、マクロ経済、エネルギー需要、業種別、地域別の投資動向等を分析し、組入候補銘柄を選定します。
- 組入候補銘柄について、配当の安定性、成長性、経営陣の質、バリュエーション等に焦点を当てた分析を行ない、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオ構築のイメージ



- MLP等の運用は、CBREクラリオン・セキュリティーズが行ないます。

CBREクラリオン・セキュリティーズについて

CBREクラリオン・セキュリティーズは、世界最大級の不動産サービス会社であるCBREグループに属しており、不動産関連証券やMLPを含むインフラストラクチャー関連証券等への投資に特化した運用会社です。



2 通貨戦略の異なる3つのコースがあります。

米ドルコース

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

日本円コース

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

通貨αコース

- 円に対する米ドルのコール・オプション（買う権利）を売却することで、オプションプレミアムの確保をめざします。

※「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※基準価額は、為替変動の影響を受けます。

通貨カバードコール戦略について

- ◆ 原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

- ◆ 権利行使価格が通貨カバードコール戦略構築時の円に対する米ドルの為替レートと同程度のコール・オプションを売却することを基本とします。

※「権利行使価格」とは、オプションの権利行使の基準となる為替レートの水準をいいます。

- ◆ オプションのカバー率は、保有する米ドル建て資産の評価額の50%程度とします。

※通貨カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。

通貨カバードコール戦略の運用は、大和証券投資信託委託株式会社が行ないます。

通貨αコースの損益のイメージ



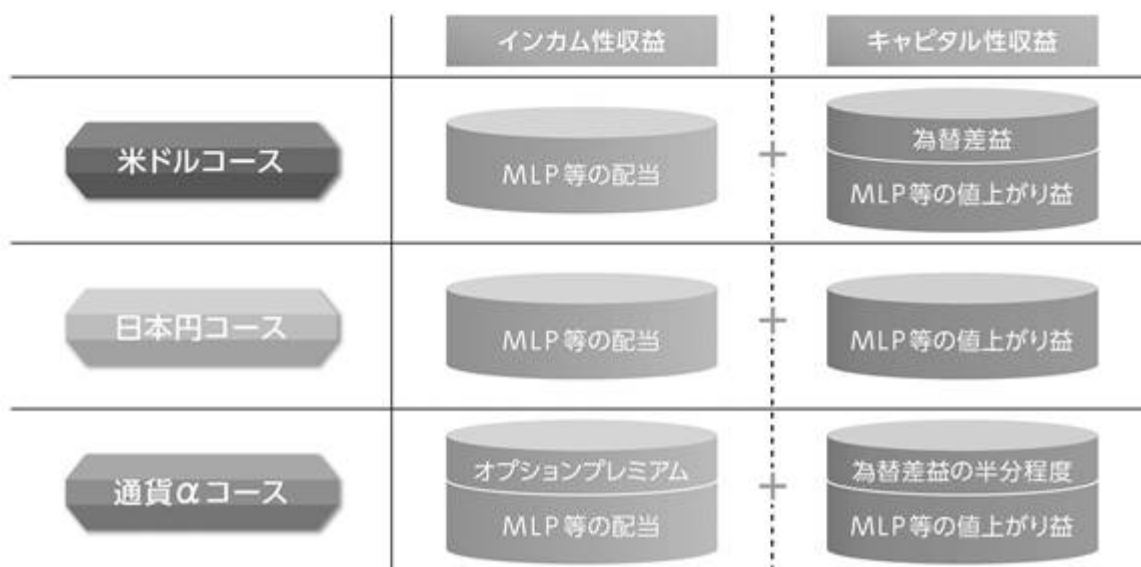
- ◆円に対する米ドルの為替レートの上昇／下落にかかわらず、オプションプレミアムを確保することができます。
- ◆円に対する米ドルの為替レートが上昇した場合、利益が発生しますが、為替差益の半分程度は享受できません。
- ◆円に対する米ドルの為替レートが下落した場合、損失が発生しますが、オプションプレミアムにより損失が軽減されることで、収益の改善が期待できます。

※上記はイメージであり、実際の価格および水準、配当、オプションプレミアムとは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※上記「通貨カバードコール戦略の効果」は、保有する米ドル建て資産の評価額の50%程度にかかるコール・オプションを売却した場合の、1つの権利行使期間における損益を表したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

※当ファンドにおいて、通貨カバードコール戦略の損益は毎営業日に評価され、基準価額に反映されます。

各コースの収益の源泉のイメージ

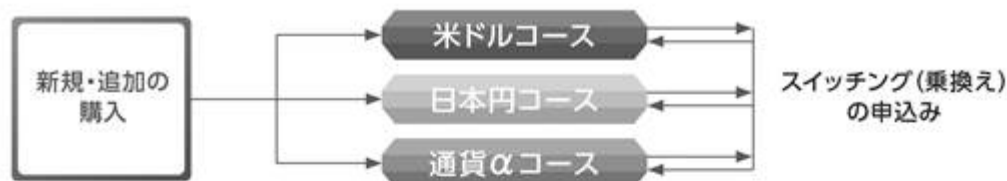


(注)通貨αコースで得られる為替差益は、米ドルコースの半分程度に限定されます。

※上記は、当ファンドの投資成果を示唆または保証するものではありません。

スイッチング(乗換え)について

各ファンド間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。

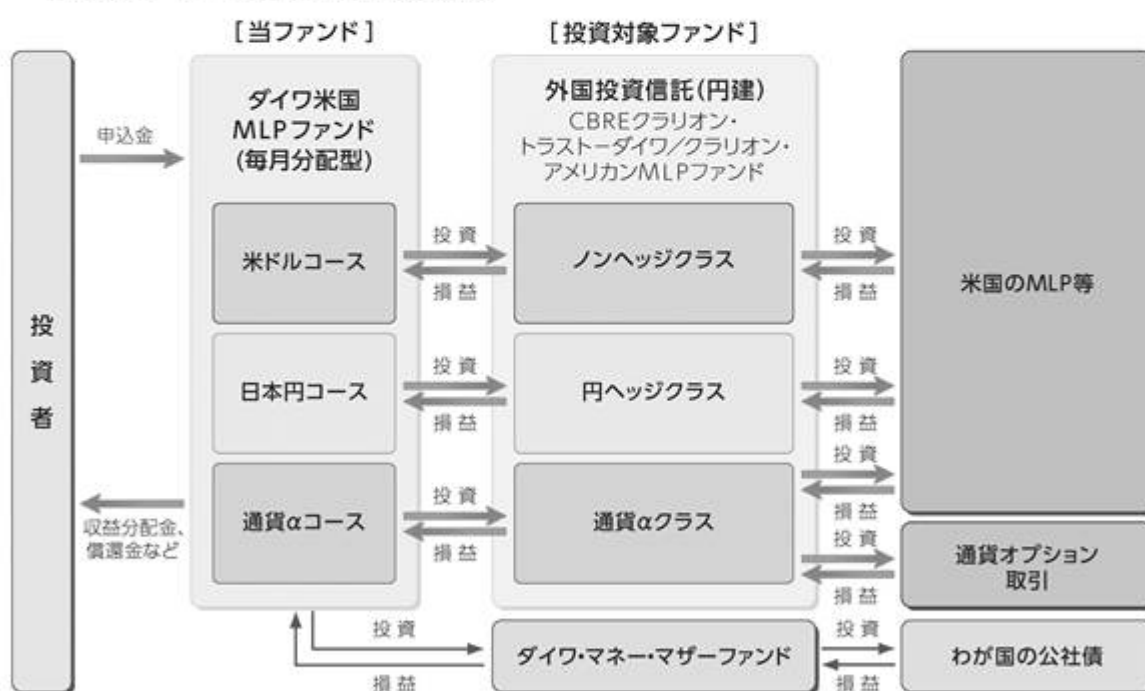


〔通貨αコース〕の換金時(スイッチングを含む)には、信託財産留保額をご負担いただきます。

〔米ドルコース〕、〔日本円コース〕を換金する際には、信託財産留保額はかかりません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、米国のMLP等に投資するとともに、〔通貨αコース〕においては、通貨カバードコール戦略を構築します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 当ファンドは、通常の状態、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎月20日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

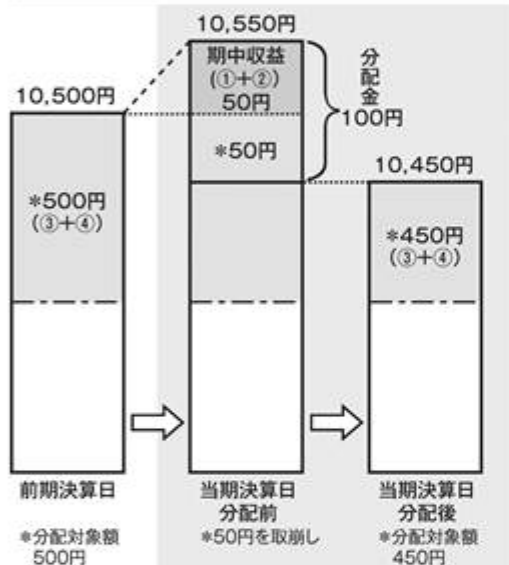
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



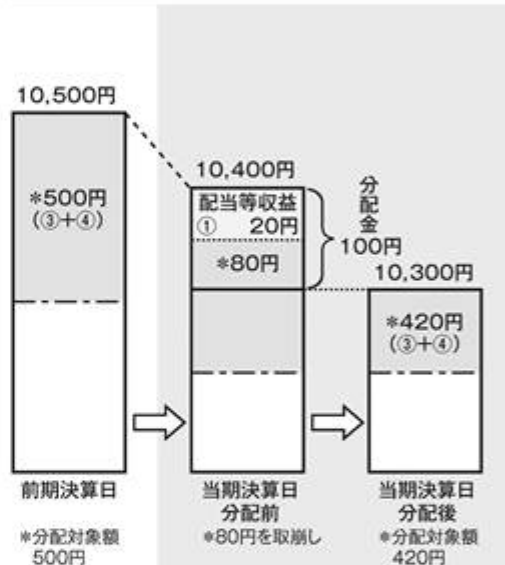
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

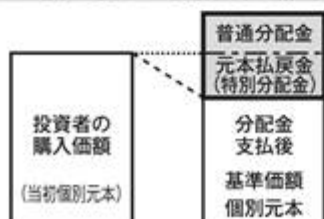


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

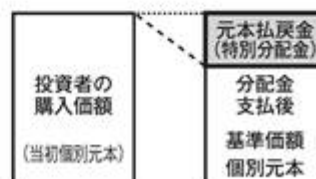
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

< 投資対象ファンドの概要 >

1. CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）
2. CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）
3. CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）

形態 / 表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
-----------	-------------------

運用の基本方針	< ノンヘッジクラス > < 円ヘッジクラス > 主として、米国のMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）等へ投資し、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる中長期的なトータル・リターンを獲得をめざします。 < 通貨αクラス > 主として、米国のMLP等へ投資し、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる中長期的なトータル・リターンを獲得をめざします。 米国のMLP等への投資に加えて、通貨カバードコール戦略の活用により、オプションプレミアムの確保をめざします。
主要投資対象	< ノンヘッジクラス > < 円ヘッジクラス > 米国のMLP等 < 通貨αクラス > 米国のMLP等および米ドル・日本円の通貨オプション取引

運用方針	1．エネルギーや天然資源等に関連する米国のMLP等を主要投資対象とします。 MLP等には、MLPに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、MLP関連のETF、およびMLPに関連するその他の証券等を含みます。 2．ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針で行なうことを基本とします。 イ）米国のMLP等の中から、時価総額、流動性、業種等を考慮して投資対象銘柄を選定します。 ロ）投資対象銘柄について、マクロ経済、エネルギー需要、業種別、地域別の投資動向等を分析し、組入候補銘柄を選定します。 ハ）組入候補銘柄について、配当の安定性、成長性、経営陣の質、バリュエーション等に焦点を当てた分析を行ない、ポートフォリオを構築します。 3．（＜通貨αクラス＞のみ） 通貨カバードコール戦略を活用し、オプションプレミアムの確保をめざします。当ファンドにおいて通貨カバードコール戦略とは、円に対する米ドルのコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の確保をめざす戦略をいいます。 通貨カバードコール戦略は、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。 通貨カバードコール戦略は、権利行使価格がカバードコール戦略構築時の対象資産の価格と同程度のコール・オプションの売りを行ないます。 通貨カバードコール戦略は、保有する米ドル建て資産の評価額の50%程度のコール・オプションの売りを行ないます。カバードコール戦略の比率は、市況の急激な変化等により50%から大きくかい離する場合があります。 大和証券投資信託委託株式会社が投資顧問会社として、通貨カバードコール戦略を構築します。 4．＜ノンヘッジクラス＞＜通貨αクラス＞ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ＜円ヘッジクラス＞ 為替変動リスクを低減するため為替ヘッジを行ないます。 5．MLP等の組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することをめざします。ただし、ポートフォリオや市場の状況によってはその限りではありません。 6．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2014年10月21日
投資制限	一発行体あたりの組入比率は10%を上限とします。
信託期間	無期限
決算日	3月の最終営業日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。

管理報酬等	< ノンヘッジクラス > 純資産総額に対して年率0.60%程度 < 円ヘッジクラス > 純資産総額に対して年率0.63%程度 < 通貨αクラス > 純資産総額に対して年率0.70%程度 また、この他に監査費用、弁護士費用、税務顧問費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
申込手数料	かかりません。
信託財産留保額	< ノンヘッジクラス > < 円ヘッジクラス > かかりません。 < 通貨αクラス > 1口当たり純資産総額に対し0.10%
投資顧問会社	< ノンヘッジクラス > < 円ヘッジクラス > C B R E クラリオン・セキュリティーズ < 通貨αクラス > C B R E クラリオン・セキュリティーズ 大和証券投資信託委託株式会社

4. ダイワ・マネー・マザーファンド

形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 円建
運用の基本方針	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	本邦通貨表示の公社債
投資態度	わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A - 2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2004年12月10日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
運用管理費用 （信託報酬）	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

2014年10月21日
2019年 1 月16日

信託契約締結、当初設定、運用開始
信託期間終了日を2024年10月18日に変更（当初は2019年10月18日）

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑ ↓ 2	損益↑↓信託金（ 3 ）	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
損益↑↓投資		
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

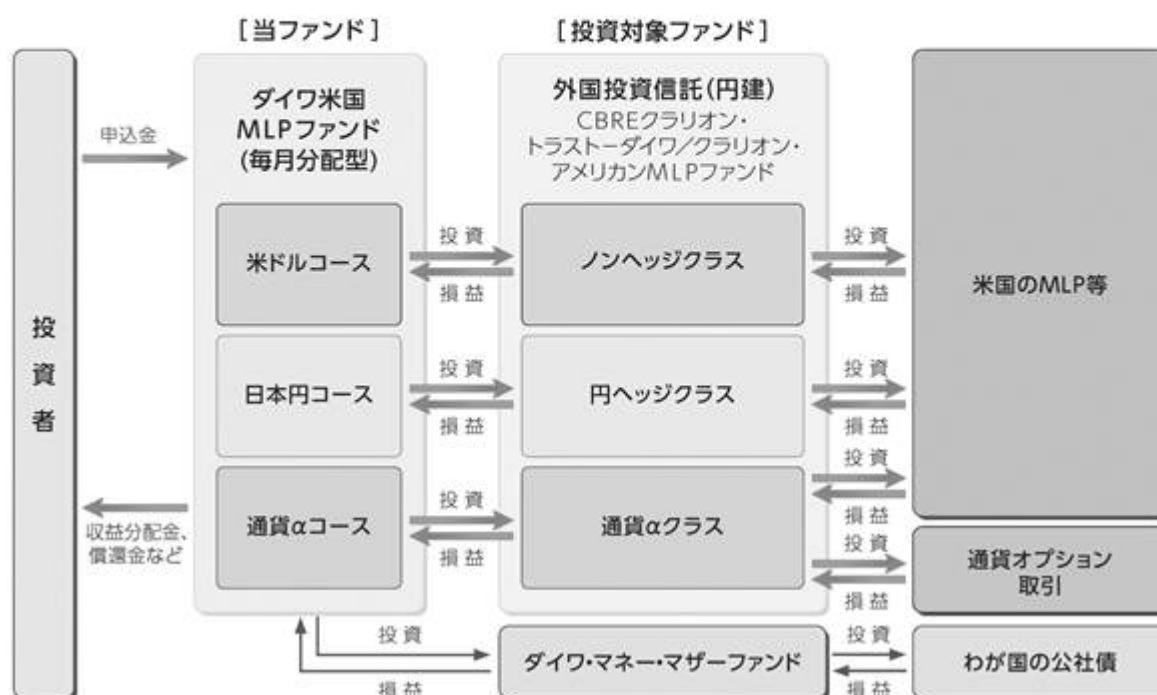
1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、米国のMLP等に投資するとともに、[通貨αコース]においては、通貨カバードコール戦略を構築します。



< 委託会社の概況（2019年4月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<米ドルコース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「CBREクラリオン・トラスト - ダイワノクラリオン・アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）」（以下「アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ．主として、アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）の受益証券を通じて、エネルギーや天然資源等に関連する米国のMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）等へ投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ロ．当ファンドは、アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）の投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<日本円コース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「CBREクラリオン・トラスト - ダイワノクラリオン・アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）」（以下「アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ．主として、アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）の受益証券を通じて、エネルギーや天然資源等に関連する米国のMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）等へ投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ロ．当ファンドは、アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）の投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）では、為替変動リスクを低減するため為替ヘッジを行いません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<通貨αコース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

１．ケイマン籍の外国投資信託「CBREクラリオン・トラスト - ダイワノクラリオン・アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）」（以下「アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）」といいます。）の受益証券（円建）

２．ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ．主として、アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）の受益証券を通じて、エネルギーや天然資源等に関連する米国のMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）等へ投資するとともに、通貨のオプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略を構築し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ロ．当ファンドは、アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）の投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

１．米ドルコース

投資先ファンドの名称	CBREクラリオン・トラスト - ダイワノクラリオン・アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）
選定の方針	主として、米国のMLP等へ投資し、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる中長期的なトータル・リターンを獲得をめざすファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

２．日本円コース

投資先ファンドの名称	CBREクラリオン・トラスト - ダイワ / クラリオン・アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）
選定の方針	主として、米国のMLP等へ投資し、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる中長期的なトータル・リターンの獲得をめざすファンドである。為替変動リスクを低減するため為替ヘッジを行なう。

3. 通貨αコース

投資先ファンドの名称	CBREクラリオン・トラスト - ダイワ / クラリオン・アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）
選定の方針	主として、米国のMLP等へ投資し、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる中長期的なトータル・リターンの獲得をめざすとともに、通貨カバードコール戦略の活用により、オプションプレミアム確保をめざすファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

<米ドルコース>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「CBREクラリオン・トラスト - ダイワ / クラリオン・アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）」の受益証券（円建）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<日本円コース>

（＜米ドルコース＞と同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「CBREクラリオン・トラスト・ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（＜米ドルコース＞と同規定）

<通貨αコース>

（＜米ドルコース＞と同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLP ファンド（通貨αクラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（＜米ドルコース＞と同規定）

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 米ドルコース

投資先ファンドの名称	CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLP ファンド（ノンヘッジクラス）
運用の基本方針	主として、米国のMLP等へ投資し、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる中長期的なトータル・リターンの獲得をめざします。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
主要な投資対象	米国のMLP等
委託会社等の名称	投資顧問会社：CBREクラリオン・セキュリティーズ

2. 日本円コース

投資先ファンドの名称	CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLP ファンド（円ヘッジクラス）
運用の基本方針	主として、米国のMLP等へ投資し、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる中長期的なトータル・リターンの獲得をめざします。為替変動リスクを低減するため為替ヘッジを行ないます。
主要な投資対象	米国のMLP等
委託会社等の名称	投資顧問会社：CBREクラリオン・セキュリティーズ

3. 通貨αコース

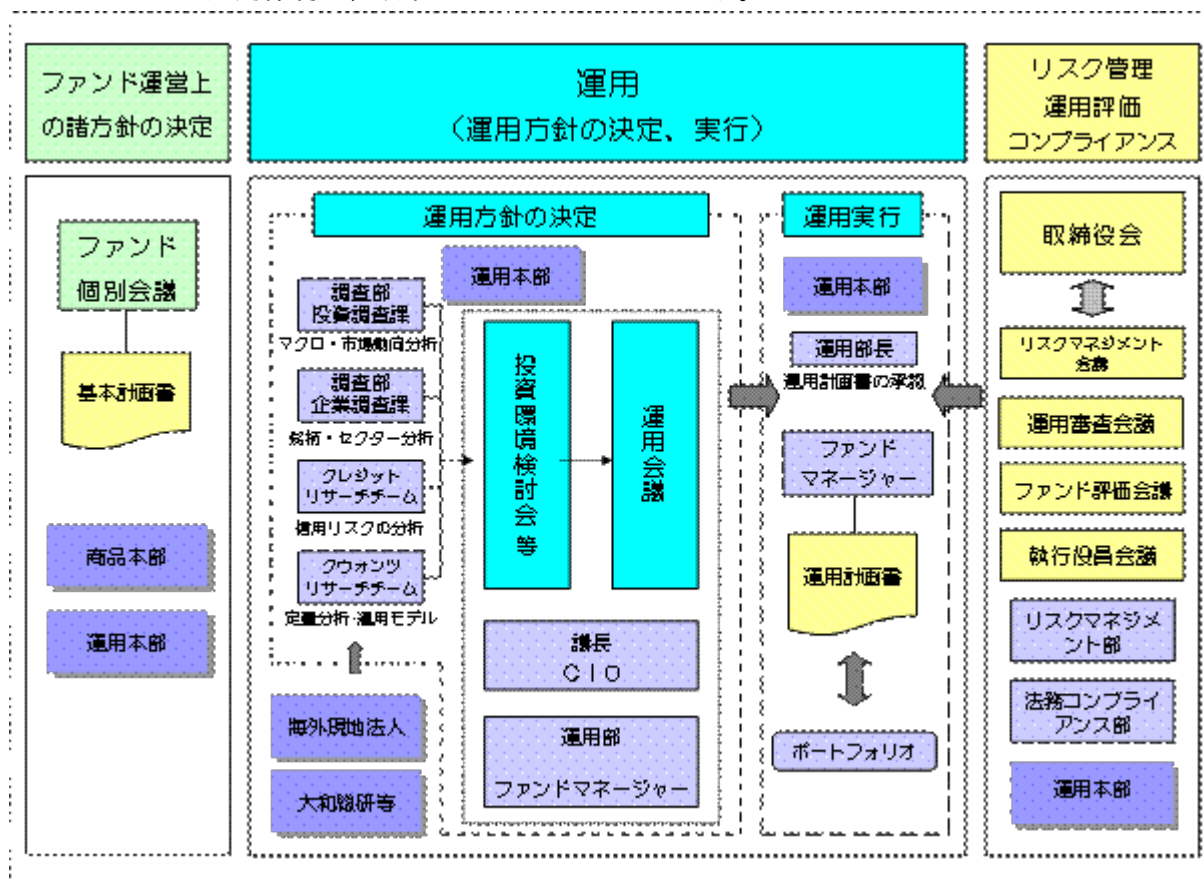
投資先ファンドの名称	CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLP ファンド（通貨αクラス）
運用の基本方針	主として、米国のMLP等へ投資し、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる中長期的なトータル・リターンの獲得をめざします。 米国のMLP等への投資に加えて、通貨カバードコール戦略の活用により、オプションプレミアムの確保をめざします。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
主要な投資対象	米国のMLP等および米ドル・日本円の通貨オプション取引
委託会社等の名称	投資顧問会社：CBREクラリオン・セキュリティーズ、大和証券投資信託委託株式会社

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2019年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> 投資対象ファンドについて

- 1．CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）
- 2．CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）
- 3．CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

4．ダイワ・マネー・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、
「１ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格 ＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 投資信託証券への投資は、行ないません。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

３ 【投資リスク】

（１）価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、MLPなど値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資します（「通貨αコース」においては、MLP等への投資とオプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略を構築します。）ので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

MLP等の価格変動

MLP等の多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の影響を受け価格が変動します。また、特定の業種への投資となるため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。MLP市場は株式市場等に比べ相対的に流動性が低いことから、市場の混乱時等において、相対的に価格の変動が大きくなる場合があります。組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

＜日本円コース＞は、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

＜米ドルコース＞および＜通貨αコース＞は、為替ヘッジを行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

通貨カバードコール戦略の利用に伴うリスク

＜通貨αコースのみ＞

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の為替水準、権利行使価格、為替変動率（ボラティリティ）、満期日までの期間、金利水準、需給等により決定されるため、変動します。

為替水準や為替変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。

通貨カバードコール戦略では、円に対する米ドルの為替レートが上昇した場合の為替差益が限定されるため、通貨カバードコール戦略を構築しなかった場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、円に対する米ドルの為替レートが下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は為替レートに比べて緩やかになる可能性があります。

その他

イ．解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資対象ファンドでは、MLP投資における課税対象収益に対して、連邦税（上限税率21%）、支店利益税および州税（州によって異なります。）が課されます。

投資対象ファンドにおいては、MLP投資における収益および税率を考慮して算出した課税相当概算額を計上し、日々の基準価額に反映する措置を取っています。

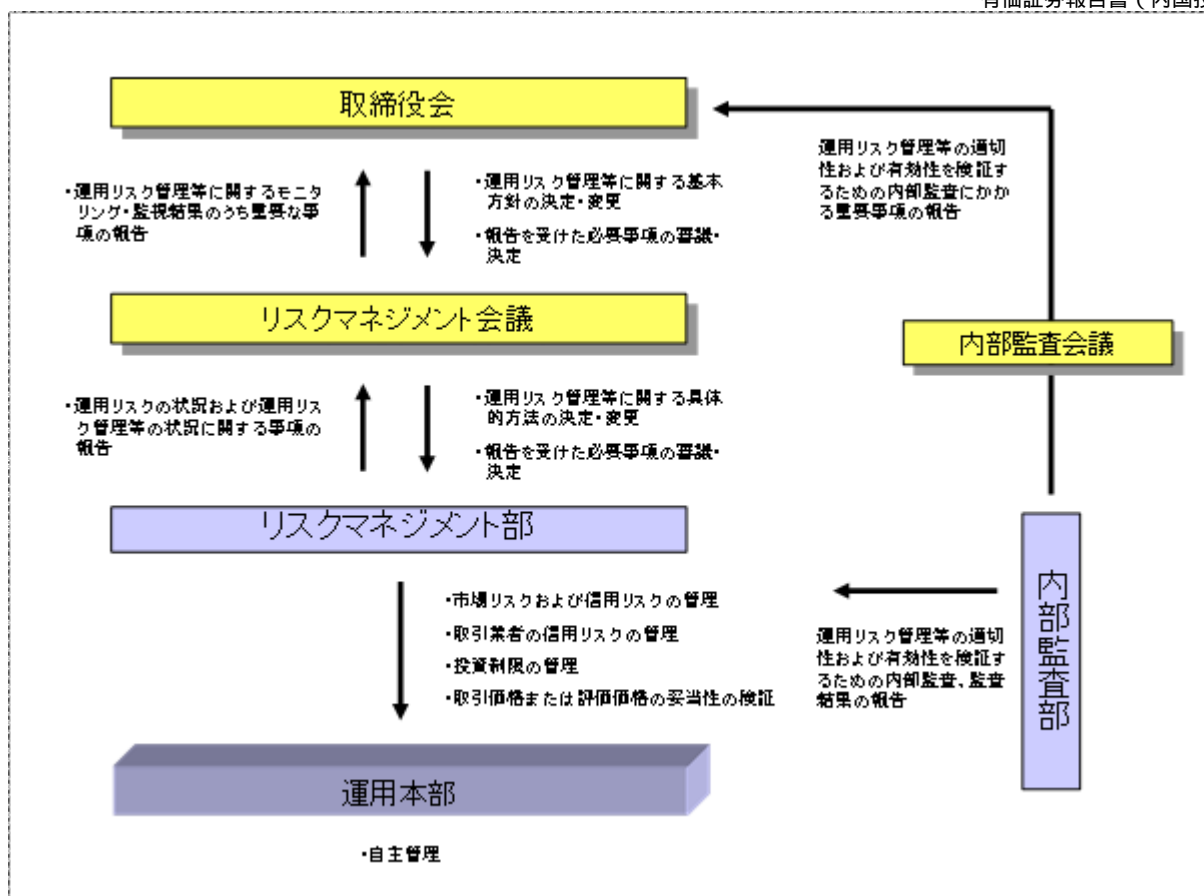
投資対象ファンドでは、年に一回税務申告を行ない当該期間の税額を確定し、確定した税額が課税相当概算額を上回る場合は追加納税が必要となり、下回る場合は還付を受けます。

追加納税となった場合は投資対象ファンドの基準価額に対してマイナス要因となり、還付となった場合はプラス要因となります。これにより、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（注）上記記載は2019年4月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。MLPに適用される法律・税制の変更、それらの解釈の変更、新たな法律等の適用の場合、上記記載は変更されることがあります。また、この場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

当社は、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参考情報

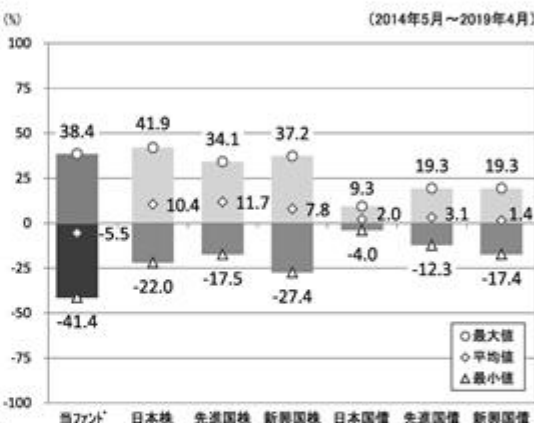
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

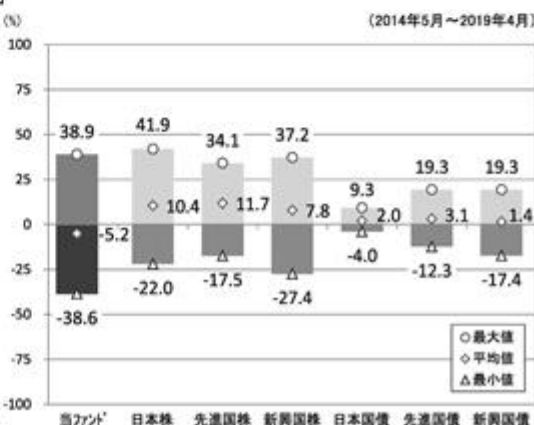
【ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型)米ドルコース】



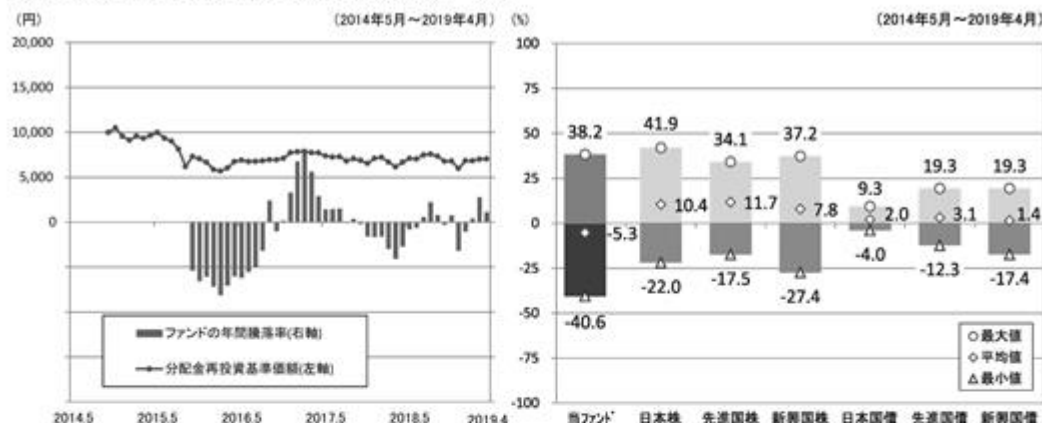
他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



【ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型)日本円コース】



【ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型)通貨αコース】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケットズ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケットズ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、3.3%となります。

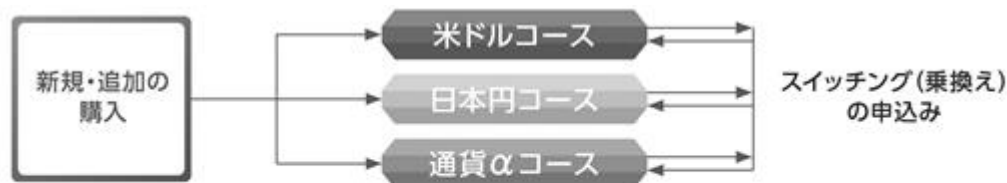
・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。



〔通貨αコース〕の換金時（スイッチングを含む）には、信託財産留保額をご負担いただきます。

〔米ドルコース〕、〔日本円コース〕を換金する際には、信託財産留保額はかかりません。

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

<米ドルコース> <日本円コース>

ありません。

<通貨αコース>

信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.1%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.269%（税抜1.175%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、1.2925%となります。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.40% （税抜）	年率0.75% （税抜）	年率0.025% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「米ドルコース」については年率1.869%¹（税込）程度、「日本円コース」については年率1.899%²（税込）程度、「通貨αコース」については年率1.969%³（税込）程度です。

1消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、1.8925%となります。

2消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、1.9225%となります。

3消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、1.9925%となります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（4）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、2019年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース】

(1) 【投資状況】（2019年4月26日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	3,031,464,821	98.83
内 ケイマン諸島	3,031,464,821	98.83
親投資信託受益証券	290,102	0.01
内 日本	290,102	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	35,630,531	1.16
純資産総額	3,067,385,454	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2019年4月26日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	AMERICAN MLP FUND NON HEDGED CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	58,079,601.9	52.11 3,026,992,692	52.19 3,031,464,821	98.83
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	285,029	1.0178 290,102	1.0178 290,102	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.83%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (2015年4月20日)	21,212,302,669	21,277,911,387	0.9699	0.9729
第2特定期間末 (2015年10月20日)	14,921,107,522	14,981,252,080	0.7443	0.7473
第3特定期間末 (2016年4月20日)	10,087,943,683	10,137,683,583	0.6084	0.6114
第4特定期間末 (2016年10月20日)	8,374,706,642	8,414,333,337	0.6340	0.6370
第5特定期間末 (2017年4月20日)	7,989,568,416	8,024,771,141	0.6809	0.6839
第6特定期間末 (2017年10月20日)	5,817,714,268	5,846,163,238	0.6135	0.6165
第7特定期間末 (2018年4月20日)	4,222,111,368	4,244,890,929	0.5560	0.5590
2018年4月末日	4,313,775,974	-	0.5681	-
5月末日	4,415,206,543	-	0.6003	-
6月末日	4,175,884,644	-	0.5941	-
7月末日	4,131,863,088	-	0.6315	-
8月末日	4,074,606,851	-	0.6354	-
9月末日	3,891,587,737	-	0.6168	-
第8特定期間末 (2018年10月22日)	3,733,092,096	3,751,463,006	0.6096	0.6126
10月末日	3,445,836,437	-	0.5652	-
11月末日	3,374,523,285	-	0.5642	-
12月末日	2,871,013,505	-	0.4905	-

2019年1月末日	3,184,564,360	-	0.5576	-
2月末日	3,076,040,302	-	0.5571	-
3月末日	3,096,250,827	-	0.5678	-
第9特定期間末 (2019年4月22日)	3,062,132,069	3,078,311,546	0.5678	0.5708
4月末日	3,067,385,454	-	0.5686	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0120
第2特定期間	0.0180
第3特定期間	0.0180
第4特定期間	0.0180
第5特定期間	0.0180
第6特定期間	0.0180
第7特定期間	0.0180
第8特定期間	0.0180
第9特定期間	0.0180

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	1.8
第2特定期間	21.4
第3特定期間	15.8
第4特定期間	7.2
第5特定期間	10.2
第6特定期間	7.3
第7特定期間	6.4
第8特定期間	12.9
第9特定期間	3.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	9,207,572,802	1,503,636,237
第2特定期間	919,105,241	2,740,491,994
第3特定期間	566,702,927	4,034,922,240
第4特定期間	380,459,986	3,751,528,401

第5特定期間	1,820,598,010	3,295,254,634
第6特定期間	355,570,589	2,606,822,080
第7特定期間	296,149,666	2,185,952,843
第8特定期間	165,679,759	1,635,229,964
第9特定期間	87,756,573	818,234,433

(注) 当初設定数量は14,165,636,349口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資状況 (2019年4月26日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	75,652,001,925	100.00
純資産総額	75,652,001,925	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2019年4月26日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型)米ドルコース

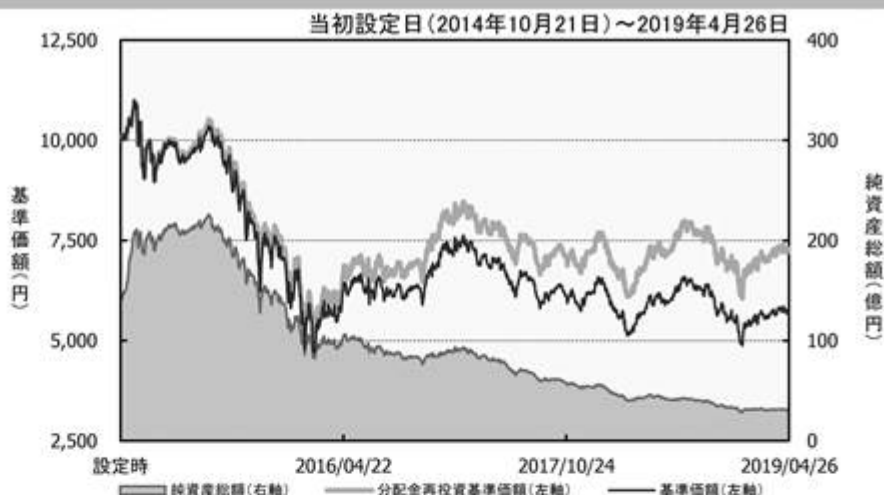
2019年4月26日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	5,686円
純資産総額	30億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	0.7%
3か月間	3.6%
6か月間	3.9%
1年間	6.4%
3年間	5.2%
5年間	-
設定来	-27.8%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 360円 設定来分配金合計額: 1,560円

決算期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
	18年5月	18年6月	18年7月	18年8月	18年9月	18年10月	18年11月	18年12月	19年1月	19年2月	19年3月	19年4月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

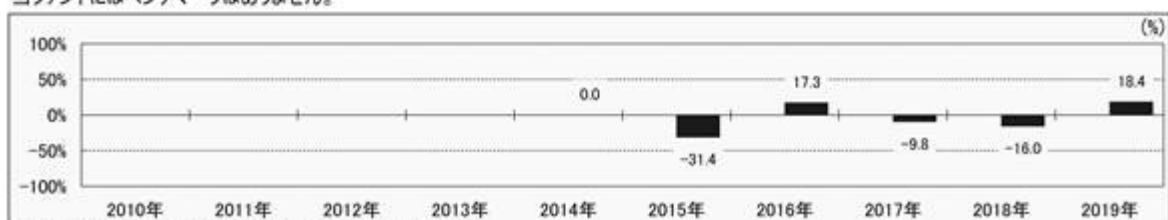
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
CBREクラリオン・セキュリティーズ	ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド(ノンヘッジクラス)	98.8%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		98.8%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2014年は設定日(10月21日)から年末、2019年は4月26日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型)日本円コース】

(1) 【投資状況】(2019年4月26日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		769,572,267	99.20
	内 ケイマン諸島	769,572,267	99.20
親投資信託受益証券		147,143	0.02
	内 日本	147,143	0.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		6,050,200	0.78
純資産総額		775,769,610	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2019年4月26日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	AMERICAN MLP FUND JPY HEDGED CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	17,004,867.14	45.07 766,426,367	45.25 769,572,267	99.20
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	144,570	1.0178 147,143	1.0178 147,143	0.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.20%
親投資信託受益証券	0.02%
合計	99.22%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (2015年4月20日)	4,624,841,745	4,640,829,905	0.8678	0.8708
第2特定期間末 (2015年10月20日)	3,191,251,692	3,205,727,009	0.6614	0.6644
第3特定期間末 (2016年4月20日)	2,524,694,831	2,537,563,042	0.5886	0.5916
第4特定期間末 (2016年10月20日)	1,894,164,450	1,902,976,989	0.6448	0.6478
第5特定期間末 (2017年4月20日)	2,418,223,433	2,429,363,096	0.6512	0.6542
第6特定期間末 (2017年10月20日)	1,705,355,212	1,714,451,988	0.5624	0.5654
第7特定期間末 (2018年4月20日)	1,248,751,732	1,255,859,203	0.5271	0.5301
2018年4月末日	1,230,455,392	-	0.5283	-
5月末日	1,281,361,667	-	0.5595	-
6月末日	1,161,208,786	-	0.5449	-
7月末日	1,170,033,939	-	0.5748	-
8月末日	1,029,199,283	-	0.5746	-
9月末日	929,362,204	-	0.5472	-
第8特定期間末 (2018年10月22日)	901,561,654	906,540,121	0.5433	0.5463
10月末日	809,351,108	-	0.5020	-
11月末日	792,996,532	-	0.4973	-
12月末日	700,605,964	-	0.4405	-
2019年1月末日	794,122,982	-	0.5036	-
2月末日	780,511,470	-	0.4962	-
3月末日	790,163,786	-	0.5057	-
第9特定期間末 (2019年4月22日)	770,629,937	775,267,492	0.4985	0.5015
4月末日	775,769,610	-	0.5005	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0120
第2特定期間	0.0180
第3特定期間	0.0180
第4特定期間	0.0180
第5特定期間	0.0180
第6特定期間	0.0180
第7特定期間	0.0180
第8特定期間	0.0180
第9特定期間	0.0180

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	12.0
第2特定期間	21.7
第3特定期間	8.3
第4特定期間	12.6
第5特定期間	3.8
第6特定期間	10.9
第7特定期間	3.1
第8特定期間	6.5
第9特定期間	4.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,744,289,245	414,878,597
第2特定期間	58,115,345	562,396,390
第3特定期間	371,487,245	907,189,204
第4特定期間	248,536,603	1,600,427,497
第5特定期間	1,362,976,817	587,268,779
第6特定期間	100,039,593	781,001,767
第7特定期間	48,980,864	712,082,423
第8特定期間	35,937,364	745,605,663
第9特定期間	27,517,514	141,154,737

(注) 当初設定数量は3,999,976,273口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型)日本円コース

2019年4月26日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	5,005円
純資産総額	7.7億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.4%
3カ月間	1.2%
6カ月間	3.4%
1年間	1.4%
3年間	-1.3%
5年間	-
設定来	-35.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 360円 設定来分配金合計額: 1,560円

決算期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
	18年5月	18年6月	18年7月	18年8月	18年9月	18年10月	18年11月	18年12月	19年1月	19年2月	19年3月	19年4月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

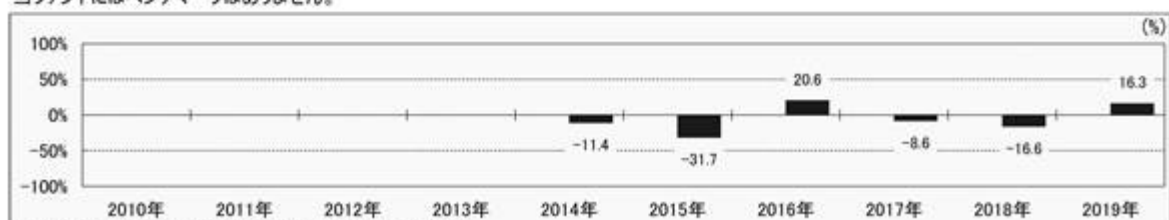
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
CBREクラリオン・セキュリティーズ	ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド(円ヘッジクラス)	99.2%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		99.2%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2014年は設定日(10月21日)から年末、2019年は4月26日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型)通貨αコース】

(1) 【投資状況】(2019年4月26日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		2,308,651,215	98.57
	内 ケイマン諸島	2,308,651,215	98.57
親投資信託受益証券		689,915	0.03
	内 日本	689,915	0.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		32,834,733	1.40
純資産総額		2,342,175,863	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2019年4月26日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	AMERICAN MLP FUND CURRENCY ALPHA CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	68,137,985.2	33.80 2,303,472,728	33.88 2,308,651,215	98.57
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	677,850	1.0178 689,915	1.0178 689,915	0.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.57%
親投資信託受益証券	0.03%
合計	98.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (2015年4月20日)	18,790,904,957	18,933,652,014	0.9215	0.9285
第2特定期間末 (2015年10月20日)	13,446,605,966	13,583,571,166	0.6872	0.6942
第3特定期間末 (2016年4月20日)	9,017,408,120	9,133,356,860	0.5444	0.5514
第4特定期間末 (2016年10月20日)	7,327,824,204	7,420,363,264	0.5543	0.5613
第5特定期間末 (2017年4月20日)	6,307,259,032	6,386,977,648	0.5538	0.5608
第6特定期間末 (2017年10月20日)	4,523,408,931	4,591,163,297	0.4673	0.4743
第7特定期間末 (2018年4月20日)	3,227,942,316	3,284,131,822	0.4021	0.4091
2018年4月末日	3,232,012,506	-	0.4080	-
5月末日	3,274,514,847	-	0.4261	-
6月末日	3,150,387,487	-	0.4162	-
7月末日	3,338,403,696	-	0.4360	-
8月末日	3,274,057,479	-	0.4342	-
9月末日	3,120,603,341	-	0.4144	-
第8特定期間末 (2018年10月22日)	3,027,903,127	3,080,193,484	0.4053	0.4123
10月末日	2,798,236,403	-	0.3759	-
11月末日	2,694,883,308	-	0.3701	-
12月末日	2,227,294,673	-	0.3211	-
2019年1月末日	2,478,657,415	-	0.3624	-
2月末日	2,415,836,842	-	0.3581	-
3月末日	2,428,305,847	-	0.3626	-
第9特定期間末 (2019年4月22日)	2,333,028,693	2,362,248,557	0.3593	0.3638
4月末日	2,342,175,863	-	0.3600	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0280
第2特定期間	0.0420
第3特定期間	0.0420
第4特定期間	0.0420
第5特定期間	0.0420
第6特定期間	0.0420
第7特定期間	0.0420
第8特定期間	0.0420
第9特定期間	0.0295

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	5.1
第2特定期間	20.9
第3特定期間	14.7
第4特定期間	9.5
第5特定期間	7.5
第6特定期間	8.0
第7特定期間	5.0
第8特定期間	11.2
第9特定期間	4.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	7,262,555,844	719,210,202
第2特定期間	801,279,767	1,627,259,211
第3特定期間	632,070,409	3,634,421,906
第4特定期間	564,149,967	3,908,389,995
第5特定期間	1,391,001,664	3,222,493,636
第6特定期間	522,011,447	2,231,190,020
第7特定期間	341,668,351	1,993,791,140
第8特定期間	784,338,680	1,341,360,011
第9特定期間	214,326,624	1,191,074,560

(注) 当初設定数量は13,849,091,082口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国MLPファンド(毎月分配型)通貨αコース

2019年4月26日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	3,600円
純資産総額	23億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.5%
3カ月間	3.1%
6カ月間	3.9%
1年間	5.6%
3年間	4.4%
5年間	-
設定来	-29.7%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 715円 設定来分配金合計額: 3,515円

決算期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
	18年5月	18年6月	18年7月	18年8月	18年9月	18年10月	18年11月	18年12月	19年1月	19年2月	19年3月	19年4月
分配金	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	45円	45円	45円	45円	45円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

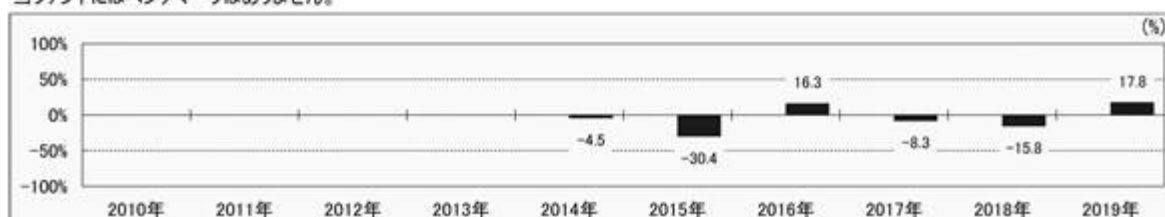
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
CBREクラリオン・セキュリティーズ/大和証券投資信託委託	ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド(通貨αクラス)	98.6%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		98.6%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2014年は設定日(10月21日)から年末、2019年は4月26日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けは行ないません。

イ．ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ・ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ・前イ・のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、「米ドルコース」、「日本円コース」においては一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額、「通貨αコース」においては一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）」を構成する各ファンドの受益者が、当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、委託会社は、当該一部解約請求の受け付けを中止することができます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

< 信託財産留保額について >

「通貨αコース」においては、信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.1%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

一部解約に対応して有価証券等の取引を行なう場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益権を継続して保有される方との公平性に資する目的で導入されているもので、解約の際に控除され、信託財産に繰入れられます。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2014年10月21日から2024年10月18日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2014年10月21日から2015年1月20日までとし、最終計算期間は、2024年9月21日から2024年10月18日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託

財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年4月および10月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年10月23日から平成31年4月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	6,109,062
コール・ローン	43,715,829	38,652,467
投資信託受益証券	3,698,773,143	3,046,670,628
親投資信託受益証券	290,216	290,102
未収入金	30,000,000	-
流動資産合計	3,772,779,188	3,091,722,259
資産合計	3,772,779,188	3,091,722,259
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,370,910	16,179,477
未払解約金	16,803,461	9,702,249
未払受託者報酬	92,355	76,150
未払委託者報酬	4,248,501	3,503,185
その他未払費用	171,865	129,129
流動負債合計	39,687,092	29,590,190
負債合計	39,687,092	29,590,190
純資産の部		
元本等		
元本	1 6,123,636,936	1 5,393,159,076
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 2,390,544,840	2 2,331,027,007
（分配準備積立金）	341,187,398	288,392,773
元本等合計	3,733,092,096	3,062,132,069
純資産合計	3,733,092,096	3,062,132,069
負債純資産合計	3,772,779,188	3,091,722,259

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成30年4月21日 至 平成30年10月22日	当 期 自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
営業収益		
受取配当金	129,392,976	108,728,894
受取利息	4	-
有価証券売買等損益	426,739,144	248,831,523
営業収益合計	556,132,124	140,102,629
営業費用		
支払利息	11,340	9,364
受託者報酬	572,814	430,408
委託者報酬	26,351,374	19,801,039
その他費用	174,524	129,955
営業費用合計	27,110,052	20,370,766
営業利益又は営業損失（ ）	529,022,072	160,473,395
経常利益又は経常損失（ ）	529,022,072	160,473,395
当期純利益又は当期純損失（ ）	529,022,072	160,473,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,540,781	4,957,390
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,371,075,773	2,390,544,840
剰余金増加額又は欠損金減少額	642,576,360	355,970,120
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	642,576,360	355,970,120
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,901,216	38,429,192
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,901,216	38,429,192
分配金	1 120,625,502	1 102,507,090
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,390,544,840	2,331,027,007

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 平成30年10月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成30年10月22日としており、平成31年4月20日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成31年4月22日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
1. 1 期首元本額	7,593,187,141円	6,123,636,936円
期中追加設定元本額	165,679,759円	87,756,573円
期中一部解約元本額	1,635,229,964円	818,234,433円

2.	特定期間末日における受益権の総数	6,123,636,936口	5,393,159,076口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,390,544,840円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,331,027,007円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前 期	当 期
	自 平成30年4月21日 至 平成30年10月22日	自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1 分配金の計算過程	（自平成30年4月21日 至平成30年5月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（23,498,570円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（143,508,548円）及び分配準備積立金（436,667,060円）より分配対象額は603,674,178円（1万口当たり803.81円）であり、うち22,530,612円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自平成30年10月23日 至平成30年11月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,378,378円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（122,210,053円）及び分配準備積立金（333,311,878円）より分配対象額は470,900,309円（1万口当たり785.58円）であり、うち17,983,015円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成30年5月22日 至平成30年6月20日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（18,173,223円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（139,671,121円）及び分配準備積立金（416,794,678円）より分配対象額は574,639,022円（1万口当たり799.08円）であり、うち21,573,837円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成30年6月21日 至平成30年7月20日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,596,966円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（128,375,995円）及び分配準備積立金（377,158,836円）より分配対象額は526,131,797円（1万口当たり800.41円）であり、うち19,719,804円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成30年11月21日 至平成30年12月20日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,246,592円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（121,413,236円）及び分配準備積立金（325,461,153円）より分配対象額は462,120,981円（1万口当たり781.35円）であり、うち17,743,072円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成30年12月21日 至平成31年1月21日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（17,815,476円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（118,650,696円）及び分配準備積立金（313,154,291円）より分配対象額は449,620,463円（1万口当たり782.36円）であり、うち17,240,999円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成30年7月21日 至平成30年8月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,548,135円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（126,567,510円）及び分配準備積立金（370,284,221円）より分配対象額は516,399,866円（1万口当たり800.72円）であり、うち19,347,493円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自平成30年8月21日 至平成30年9月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,680,388円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（128,379,588円）及び分配準備積立金（361,874,269円）より分配対象額は505,934,245円（1万口当たり795.38円）であり、うち19,082,846円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自平成31年1月22日 至平成31年2月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（17,395,972円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（117,173,127円）及び分配準備積立金（307,740,168円）より分配対象額は442,309,267円（1万口当たり783.16円）であり、うち16,943,280円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自平成31年2月21日 至平成31年3月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,278,167円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（115,055,283円）及び分配準備積立金（297,152,461円）より分配対象額は427,485,911円（1万口当たり781.16円）であり、うち16,417,247円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
---	---

	（自平成30年9月21日 至平成30年10月22日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,029,886円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（124,159,635円）及び分配準備積立金（344,528,422円）より分配対象額は483,717,943円（1万口当たり789.92円）であり、うち18,370,910円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自平成31年3月21日 至平成31年4月22日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,357,532円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（113,900,880円）及び分配準備積立金（291,214,718円）より分配対象額は418,473,130円（1万口当たり775.93円）であり、うち16,179,477円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成31年4月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成30年10月22日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当 期 平成31年4月22日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	91,490,851	43,092,790
親投資信託受益証券	0	0
合計	91,490,851	43,092,790

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
1口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.6096円 (6,096円)	0.5678円 (5,678円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１） 株式

該当事項はありません。

（２） 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 （ 円 ）	備考
投資信託受益証券	AMERICAN MLP FUND NON HEDGED CLASS	58,457,166.980	3,046,670,628	
投資信託受益証券 合計			3,046,670,628	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	285,029	290,102	
親投資信託受益証券 合計			290,102	
合計			3,046,960,730	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（ノンヘッジクラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（米ドル建て）

貸借対照表
2018年3月31日現在

資産

投資資産の評価額（簿価 \$78,662,149）	\$ 73,192,861
現金	1,021
未収法人税等	6,043,386
その他資産	13,862
資産合計	79,251,130

負債

売建てオプションの評価額（受取済プレミアム \$170,921）	112,350
外国為替先渡契約による評価損	132,273
スポット契約による評価損	18
未払：	
解約済み受益証券	84,626
専門家報酬	58,000
法人税	186,479
運用会社報酬	32,263
会計および管理会社報酬	20,082
保管会社報酬	12,058
為替運用会社報酬	2,606
名義書換代理人報酬	960
計算代理人報酬	1,024
負債合計	642,739

純資産

\$ 78,608,391

純資産の内訳：

払込資本金	\$ 308,186,610
（受益者への分配金）	(97,268,763)
繰越損失	(132,309,456)
純資産	\$ 78,608,391

クラス別純資産：

通貨αクラス	\$ 28,979,347
--------	---------------

円ヘッジクラス	11,474,639
ノンヘッジクラス	38,154,405
	<u>\$ 78,608,391</u>

発行済み受益証券口数

通貨αクラス	94,799,062
円ヘッジクラス	27,151,832
ノンヘッジクラス	85,350,547

受益証券1口当り純資産額

通貨αクラス	\$ 0.306
円ヘッジクラス	\$ 0.423
ノンヘッジクラス	\$ 0.447

損益計算書
2018年3月31日に終了した年度

投資収益

配当収益 (源泉徴収税 \$24,865控除後)	\$ 250,560
マスター・リミテッド・パートナーシップからの分配金 (元本払戻金 (特別分配金))	6,674,488 (6,674,488)
受取利息	95,099
投資収益合計	<u>345,659</u>

費用

運用会社報酬	568,674
専門家報酬	194,000
会計および管理会社報酬	91,422
保管会社報酬	51,293
為替運用会社報酬	42,914
受託会社報酬	13,742
名義書換代理人報酬	12,625
登録料	9,755
計算代理人報酬	4,912
州法人税	1,567
費用合計	<u>990,904</u>

税引前投資純損失	(645,245)
当期法人税控除額	(186,479)
税引後投資純損失	<u>(831,724)</u>

実現益 (損) および評価益 (損) :**実現益 (損) :**

証券投資	(2,994,180)
外国為替取引および外国為替先渡契約	208,964
売建オプション	448,198
純実現損	<u>(2,337,018)</u>

評価益 (損) の純変動:

証券投資	(18,302,542)
外国為替換算および外国為替先渡契約	122,599
売建オプション	(131,651)
評価益 (損) の純変動	<u>(18,311,594)</u>

純実現損および純評価損	<u>(20,648,612)</u>
--------------------	---------------------

運用による純資産の純減	<u>\$ (21,480,336)</u>
--------------------	------------------------

出資口数	有価証券の明細	評価額
	普通株 (5.9%)	
	集積・処理 (2.0%)	
35,962	Targa Resources Corp.	\$ 1,582,328
		1,582,328
	ジェネラル・パートナー (3.9%)	
87,178	Antero Midstream GP LP	1,393,976
30,800	Cheniere Energy, Inc.	1,646,260
		3,040,236
	普通株合計 (簿価 \$5,264,828)	\$ 4,622,564
	マスター・リミテッド・パートナーシップ (85.5%)	
	集積・処理 (24.2%)	
89,983	Antero Midstream Partners LP	2,329,660
117,500	Crestwood Equity Partners LP	3,008,000
167,200	Enable Midstream Partners LP	2,293,984
91,987	Hess Midstream Partners LP	1,751,432
121,625	MPLX LP	4,018,490
53,300	Noble Midstream Partners LP	2,485,379
60,000	Summit Midstream Partners LP	843,000
53,556	Western Gas Partners LP	2,285,235
		19,015,180
	ジェネラル・パートナー (1.4%)	
33,600	Western Gas Equity Partners LP	1,112,832
		1,112,832
	天然ガスパイプライン・貯蔵 (12.0%)	
273,050	Boardwalk Pipeline Partners LP	2,771,458
80,000	Cheniere Energy Partners LP	2,328,000
75,700	Dominion Energy Midstream Partners LP	1,161,995
57,400	Spectra Energy Partners LP	1,930,936
32,916	Tallgrass Energy Partners LP	1,247,187
		9,439,576
	原油・精製品のパイプライン・貯蔵 (25.9%)	
126,626	Andeavor Logistics LP	5,674,111
93,390	Magellan Midstream Partners LP	5,449,307
18,595	Phillips 66 Partners LP	888,469
168,600	Plains All American Pipeline LP	3,714,258
107,900	Shell Midstream Partners LP	2,271,295
67,414	Valero Energy Partners LP	2,388,478
		20,385,918
	パイプライン・貯蔵・処理 (22.0%)	
318,727	Energy Transfer Partners LP	5,169,752
210,303	Enterprise Products Partners LP	5,148,217
202,298	Williams Partners LP	6,965,120
		17,283,089
	マスター・リミテッド・パートナーシップ合計 (簿価 \$72,063,619)	\$ 67,236,595
元本	短期投資 (1.7%)	
	定期預金 (1.7%)	
USD 1,333,702	Citibank, New York 1.05%, due 2018/4/2	1,333,702
	短期投資合計 (簿価 \$1,333,702)	\$ 1,333,702
	投資総額 (簿価 \$78,662,149) (93.1%)	\$ 73,192,861
	負債を超過する現金およびその他の資産 (6.9%)	5,415,530
	純資産 (100.0%)	\$ 78,608,391

2018年3月31日現在の円ヘッジクラスの外国為替先渡契約残高

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	評価益/(損)
JPY	Brown Brothers Harriman	1,218,908,114	2018/4/27	USD	11,611,004	\$ -	\$ (132,273)	\$ (132,273)

2018年3月31日現在の通貨αクラスの売建オプション取引内容

取引内容	取引相手	行使価格	行使期日	想定元本	受取済 プレミアム	評価額
Call - OTC Japanese Yen versus US Dollar	Morgan Stanley Japan Ltd., Tokyo	/	107.20	2018/4/6	4,000,000	\$ (51,238) \$ (4,338)
Call - OTC Japanese Yen versus US Dollar	Citibank N.A. Tokyo		106.60	2018/4/13	4,000,000	(47,245) (18,976)
Call - OTC Japanese Yen versus US Dollar	Morgan Stanley Japan Ltd., Tokyo		106.26	2018/4/20	4,000,000	(40,085) (30,089)
Call - OTC Japanese Yen versus US Dollar	Citibank N.A. Tokyo		104.50	2018/4/27	3,000,000	(32,353) (58,947)
					\$ (170,921)	\$ (112,350)

通貨の略称

JPY	-	日本円
USD	-	米ドル

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成30年10月22日現在	平成31年4月22日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	9,963,549,763
コール・ローン	82,189,234,473	63,040,078,332
現先取引勘定	999,999,082	999,997,547
流動資産合計	83,189,233,555	74,003,625,642
資産合計	83,189,233,555	74,003,625,642
負債の部		
流動負債		
未払解約金	54,162,000	-
その他未払費用	338,948	237,262
流動負債合計	54,500,948	237,262
負債合計	54,500,948	237,262
純資産の部		
元本等		
元本	1 81,651,836,971	72,711,505,905
剰余金		

期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,482,895,636	1,291,882,475
元本等合計	83,134,732,607	74,003,388,380
純資産合計	83,134,732,607	74,003,388,380
負債純資産合計	83,189,233,555	74,003,625,642

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成30年10月22日現在	平成31年4月22日現在
1. 1 期首	平成30年4月21日	平成30年10月23日
期首元本額	81,948,078,267円	81,651,836,971円
期中追加設定元本額	149,251,317,072円	56,723,773,992円
期中一部解約元本額	149,547,558,368円	65,664,105,058円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ日経225 - シフト11 - 2019-03（適格機関投資家専用）	- 円	589,507円
ダイワ・グローバルIoT関連株ファンド - AI新時代 - （為替ヘッジあり）	977,694円	977,694円

ダイワ・グローバルIoT関連株ファンド - AI新時代 - （為替ヘッジなし）	977,694円	977,694円
ダイワF E グローバル・バリュー（為替ヘッジあり）	98,069円	98,069円
ダイワF E グローバル・バリュー（為替ヘッジなし）	98,069円	98,069円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり）	49,107円	49,107円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジなし）	49,107円	49,107円
ダイワノ “ R I C I ® ” コモディティ・ファンド	5,024,392円	5,024,392円
U S 債券N B 戦略ファンド （為替ヘッジあり／年1回決算型）	1,676円	1,676円
U S 債券N B 戦略ファンド （為替ヘッジなし／年1回決算型）	1,330円	1,330円
スマート・アロケーション・Dガード	38,142,732円	- 円
N B ストラテジック・インカム・ファンド<ラップ>米ドルコース	981円	981円
N B ストラテジック・インカム・ファンド<ラップ>円コース	981円	981円
N B ストラテジック・インカム・ファンド<ラップ>世界通貨分散コース	981円	981円
堅実バランスファンド - ハジメの一步 -	400,361,352円	- 円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり／隔月分配型）	- 円	180,729円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジなし／隔月分配型）	- 円	737,649円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり／資産成長型）	- 円	95,276円

NWQグローバル厳選証券 ファンド（為替ヘッジなし/ 資産成長型）	- 円	337,885円
世界セレクトティブ株式オープ ン	- 円	983円
D C ダイワ・マネー・ポート フォリオ	4,014,616,628円	4,080,253,443円
ダイワファンドラップ コモ ディティセレクト	317,088,630円	218,837,500円
ダイワ米国株ストラテジー α （通貨選択型） - トリプル リターンズ - 日本円・コー ス（毎月分配型）	132,757円	132,757円
ダイワ米国株ストラテジー α （通貨選択型） - トリプル リターンズ - 豪ドル・コー ス（毎月分配型）	643,132円	643,132円
ダイワ米国株ストラテジー α （通貨選択型） - トリプル リターンズ - ブラジル・レ アル・コース（毎月分配型）	4,401,613円	4,401,613円
ダイワ米国株ストラテジー α （通貨選択型） - トリプル リターンズ - 米ドル・コー ス（毎月分配型）	12,784円	12,784円
ダイワ/フィデリティ北米株 式ファンド - パラダイムシ フト -	9,853,995円	9,853,995円
低リスク型アロケーション ファンド2（適格機関投資家 専用）	13,743,005,794円	4,212,646,194円
ブルベア・マネー・ポート フォリオ	24,082,445,805円	24,821,626,912円
ブル3倍日本株ポートフォリ オ	37,291,232,376円	34,580,453,758円
ベア2倍日本株ポートフォリ オ	1,472,754,970円	4,665,780,591円
ダイワF E グローバル・バ リュ株ファンド（ダイワS MA専用）	4,090,590円	160,930円

ダイワ米国高金利社債ファン ド（通貨選択型）ブラジル・ レアル・コース（毎月分配 型）	155,317円	155,317円
ダイワ米国高金利社債ファン ド（通貨選択型）日本円・ コース（毎月分配型）	38,024円	38,024円
ダイワ米国高金利社債ファン ド（通貨選択型）米ドル・ コース（毎月分配型）	4,380円	4,380円
ダイワ米国高金利社債ファン ド（通貨選択型）豪ドル・ コース（毎月分配型）	22,592円	22,592円
ダイワノアムンディ食糧増産 関連ファンド	164,735円	164,735円
ダイワ日本リート・ファン ド・マネー・ポートフォリオ	150,698,474円	97,485,118円
ダイワ新興国ソブリン債券 ファンド（資産成長コース）	33,689円	33,689円
ダイワ新興国ソブリン債券 ファンド（通貨αコース）	96,254円	96,254円
ダイワ・ダブルバランス・ ファンド（Dガード付／部分 為替ヘッジあり）	101,385,920円	- 円
ダイワ・インフラビジネス・ ファンド - インフラ革命 - （為替ヘッジあり）	988,283円	988,283円
ダイワ・インフラビジネス・ ファンド - インフラ革命 - （為替ヘッジなし）	4,926,018円	4,926,018円
ダイワ米国MLPファンド （毎月分配型）米ドルコース	285,029円	285,029円
ダイワ米国MLPファンド （毎月分配型）日本円コース	144,570円	144,570円
ダイワ米国MLPファンド （毎月分配型）通貨αコース	677,850円	677,850円
ダイワ英国高配当株ツインα （毎月分配型）	98,107円	98,107円
ダイワ英国高配当株ファンド	98,107円	98,107円
ダイワ英国高配当株ファン ド・マネー・ポートフォリオ	1,747,902円	980,367円

DCスマート・アロケーション・Dガード	2,926,735円	- 円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）	1,097円	1,097円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）	2,690円	2,690円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）	1,350円	1,350円
ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）株式αコース	98,203円	98,203円
ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）通貨αコース	98,203円	98,203円
ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型）株式&通貨ツインαコース	982,029円	982,029円
ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型）- トリプルリターンズ - 通貨セレクト・コース（毎月分配型）	98,174円	98,174円
計	81,651,836,971円	72,711,505,905円
2. 期末日における受益権の総数	81,651,836,971口	72,711,505,905口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成31年4月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

平成30年10月22日現在	平成31年4月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成30年10月22日現在	平成31年4月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成30年10月22日現在	平成31年4月22日現在
1口当たり純資産額	1.0182円	1.0178円
（1万口当たり純資産額）	（10,182円）	（10,178円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）日本円コース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年10月23日から平成31年4月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）日本円コース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,385,697
コール・ローン	10,579,323	8,767,399
投資信託受益証券	896,681,889	766,426,366
親投資信託受益証券	147,201	147,143
未収入金	1,999,999	-
流動資産合計	909,408,412	776,726,605
資産合計	909,408,412	776,726,605
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,978,467	4,637,555
未払解約金	1,783,422	520,116
未払受託者報酬	22,087	19,298
未払委託者報酬	1,016,434	888,081
その他未払費用	46,348	31,618
流動負債合計	7,846,758	6,096,668
負債合計	7,846,758	6,096,668
純資産の部		
元本等		
元本	1 1,659,489,029	1 1,545,851,806
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 757,927,375	2 775,221,869
（分配準備積立金）	70,723,254	63,040,285
元本等合計	901,561,654	770,629,937
純資産合計	901,561,654	770,629,937
負債純資産合計	909,408,412	776,726,605

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成30年4月21日 至 平成30年10月22日	当 期 自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
営業収益		
受取配当金	38,673,092	30,287,253
有価証券売買等損益	60,503,332	70,542,833
営業収益合計	99,176,424	40,255,580
営業費用		
支払利息	3,625	2,591
受託者報酬	154,656	105,587
委託者報酬	7,116,586	4,858,922
その他費用	47,049	31,821
営業費用合計	7,321,916	4,998,921
営業利益又は営業損失（ ）	91,854,508	45,254,501
経常利益又は経常損失（ ）	91,854,508	45,254,501
当期純利益又は当期純損失（ ）	91,854,508	45,254,501
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,977,257	2,355,130
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,120,405,596	757,927,375
剰余金増加額又は欠損金減少額	326,101,042	67,569,725
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	326,101,042	67,569,725
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,952,981	13,660,472
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,952,981	13,660,472
分配金	1 35,547,091	1 28,304,376
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	757,927,375	775,221,869

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 平成30年10月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成30年10月22日としており、平成31年4月20日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成31年4月22日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
1. 1 期首元本額	2,369,157,328円	1,659,489,029円
期中追加設定元本額	35,937,364円	27,517,514円
期中一部解約元本額	745,605,663円	141,154,737円

2.	特定期間末日における受益権の総数	1,659,489,029口	1,545,851,806口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は757,927,375円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は775,221,869円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前 期	当 期
	自 平成30年4月21日 至 平成30年10月22日	自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1 分配金の計算過程	（自平成30年4月21日 至平成30年5月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,288,311円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（81,671,877円）及び分配準備積立金（101,844,452円）より分配対象額は190,804,640円（1万口当たり825.87円）であり、うち6,931,056円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自平成30年10月23日 至平成30年11月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,263,997円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（57,521,052円）及び分配準備積立金（67,735,888円）より分配対象額は129,520,937円（1万口当たり812.84円）であり、うち4,780,319円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成30年5月22日 至平成30年6月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,614,714円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（76,255,167円）及び分配準備積立金（94,276,498円）より分配対象額は176,146,379円（1万口当たり822.07円）であり、うち6,428,113円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自平成30年11月21日 至平成30年12月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,260,781円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（57,478,350円）及び分配準備積立金（66,757,617円）より分配対象額は128,496,748円（1万口当たり809.69円）であり、うち4,760,956円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
（自平成30年6月21日 至平成30年7月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,579,123円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（75,139,540円）及び分配準備積立金（91,607,349円）より分配対象額は173,326,012円（1万口当たり823.33円）であり、うち6,315,570円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自平成30年12月21日 至平成31年1月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,985,416円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（57,515,617円）及び分配準備積立金（65,867,019円）より分配対象額は128,368,052円（1万口当たり811.20円）であり、うち4,747,341円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成30年7月21日 至平成30年8月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,878,926円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（67,210,555円）及び分配準備積立金（81,752,427円）より分配対象額は154,841,908円（1万口当たり824.64円）であり、うち5,633,106円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自平成31年1月22日 至平成31年2月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,857,561円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（57,165,197円）及び分配準備積立金（65,303,864円）より分配対象額は127,326,622円（1万口当たり812.19円）であり、うち4,703,093円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
（自平成30年8月21日 至平成30年9月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,506,788円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（62,933,379円）及び分配準備積立金（76,413,156円）より分配対象額は143,853,323円（1万口当たり820.33円）であり、うち5,260,779円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自平成31年2月21日 至平成31年3月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,201,566円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（57,042,983円）及び分配準備積立金（64,851,027円）より分配対象額は126,095,576円（1万口当たり809.15円）であり、うち4,675,112円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

	（自平成30年9月21日 至平成30年10月22日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,271,571円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（59,725,150円）及び分配準備積立金（71,430,150円）より分配対象額は135,426,871円（1万口当たり816.08円）であり、うち4,978,467円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自平成31年3月21日 至平成31年4月22日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,989,029円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（56,756,312円）及び分配準備積立金（63,688,811円）より分配対象額は124,434,152円（1万口当たり804.96円）であり、うち4,637,555円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成31年4月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成30年10月22日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当 期 平成31年4月22日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	26,457,349	16,759,545
親投資信託受益証券	0	0
合計	26,457,349	16,759,545

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
1口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.5433円 (5,433円)	0.4985円 (4,985円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１） 株式

該当事項はありません。

（２） 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 （ 円 ）	備考
投資信託受益証券	AMERICAN MLP FUND JPY HEDGED CLASS	17,004,867.140	766,426,366	
投資信託受益証券 合計			766,426,366	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	144,570	147,143	
親投資信託受益証券 合計			147,143	
合計			766,573,509	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（円ヘッジクラス）」の状況

前記「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース」に記載のとおりであります。

【ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）通貨αコース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年10月23日から平成31年4月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）通貨αコース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	5,887,002
コール・ローン	70,554,071	37,247,474
投資信託受益証券	2,980,717,265	2,303,472,728
親投資信託受益証券	690,186	689,915
未収入金	31,968,000	19,979,999
流動資産合計	3,083,929,522	2,367,277,118
資産合計	3,083,929,522	2,367,277,118
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	52,290,357	29,219,864
未払解約金	105,169	2,141,898
未払受託者報酬	74,394	59,241
未払委託者報酬	3,422,407	2,725,631
その他未払費用	134,068	101,791
流動負債合計	56,026,395	34,248,425
負債合計	56,026,395	34,248,425
純資産の部		
元本等		
元本	1 7,470,051,090	1 6,493,303,154
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 4,442,147,963	2 4,160,274,461
（分配準備積立金）	403,182,506	259,929,862
元本等合計	3,027,903,127	2,333,028,693
純資産合計	3,027,903,127	2,333,028,693
負債純資産合計	3,083,929,522	2,367,277,118

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成30年4月21日 至 平成30年10月22日	当 期 自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
営業収益		
受取配当金	150,353,409	130,235,600
受取利息	6	-
有価証券売買等損益	227,171,382	249,091,409
営業収益合計	377,524,797	118,855,809
営業費用		
支払利息	10,423	9,335
受託者報酬	446,833	339,240
委託者報酬	20,556,657	15,607,525
その他費用	136,504	102,615
営業費用合計	21,150,417	16,058,715
営業利益又は営業損失（ ）	356,374,380	134,914,524
経常利益又は経常損失（ ）	356,374,380	134,914,524
当期純利益又は当期純損失（ ）	356,374,380	134,914,524
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,153,242	4,604,017
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,799,130,105	4,442,147,963
剰余金増加額又は欠損金減少額	771,986,152	750,490,091
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	771,986,152	750,490,091
剰余金減少額又は欠損金増加額	449,438,905	134,681,251
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	449,438,905	134,681,251
分配金	1 318,786,243	1 203,624,831
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,442,147,963	4,160,274,461

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 平成30年10月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成30年10月22日としており、平成31年4月20日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成31年4月22日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
1. 1 期首元本額	8,027,072,421円	7,470,051,090円
期中追加設定元本額	784,338,680円	214,326,624円
期中一部解約元本額	1,341,360,011円	1,191,074,560円

2.	特定期間末日における受益権の総数	7,470,051,090口	6,493,303,154口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,442,147,963円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,160,274,461円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前 期	当 期
	自 平成30年4月21日 至 平成30年10月22日	自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1 分配金の計算過程	（自平成30年4月21日 至平成30年5月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（25,931,283円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（285,593,431円）及び分配準備積立金（661,341,979円）より分配対象額は972,866,693円（1万口当たり1,246.85円）であり、うち54,618,213円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	（自平成30年10月23日 至平成30年11月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,490,920円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（322,757,817円）及び分配準備積立金（394,030,914円）より分配対象額は737,279,651円（1万口当たり1,001.92円）であり、うち51,510,431円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（自平成30年5月22日 至平成30年6月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（21,443,072円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（275,328,619円）及び分配準備積立金（600,917,517円）より分配対象額は897,689,208円（1万口当たり1,205.65円）であり、うち52,119,763円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自平成30年6月21日 至平成30年7月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（24,556,093円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（306,166,491円）及び分配準備積立金（560,984,175円）より分配対象額は891,706,759円（1万口当たり1,167.83円）であり、うち53,448,979円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	（自平成30年11月21日 至平成30年12月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,266,863円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（307,448,299円）及び分配準備積立金（341,593,793円）より分配対象額は668,308,955円（1万口当たり959.59円）であり、うち31,340,262円（1万口当たり45円）を分配金額としております。 （自平成30年12月21日 至平成31年1月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,991,393円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（303,044,916円）及び分配準備積立金（321,966,100円）より分配対象額は646,002,409円（1万口当たり945.31円）であり、うち30,751,886円（1万口当たり45円）を分配金額としております。
---	--

（自平成30年7月21日 至平成30年8月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（24,019,860円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（321,181,429円）及び分配準備積立金（522,988,957円）より分配対象額は868,190,246円（1万口当たり1,129.09円）であり、うち53,825,021円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自平成30年8月21日 至平成30年9月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,601,347円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（318,110,145円）及び分配準備積立金（476,075,948円）より分配対象額は814,787,440円（1万口当たり1,086.72円）であり、うち52,483,910円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	（自平成31年1月22日 至平成31年2月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,600,583円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（303,137,619円）及び分配準備積立金（309,776,163円）より分配対象額は633,514,365円（1万口当たり930.57円）であり、うち30,635,010円（1万口当たり45円）を分配金額としております。 （自平成31年2月21日 至平成31年3月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（18,273,328円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（299,790,707円）及び分配準備積立金（293,886,305円）より分配対象額は611,950,340円（1万口当たり912.83円）であり、うち30,167,378円（1万口当たり45円）を分配金額としております。
---	---

	（自平成30年9月21日 至平成30年10月22日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,434,406円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（324,456,302円）及び分配準備積立金（435,038,457円）より分配対象額は779,929,165円（1万口当たり1,044.07円）であり、うち52,290,357円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	（自平成31年3月21日 至平成31年4月22日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（17,116,284円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（291,478,462円）及び分配準備積立金（272,033,442円）より分配対象額は580,628,188円（1万口当たり894.20円）であり、うち29,219,864円（1万口当たり45円）を分配金額としております。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成31年4月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	86,269,007	39,809,680
親投資信託受益証券	0	0
合計	86,269,007	39,809,680

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成30年10月23日 至 平成31年4月22日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成30年10月22日現在	当 期 平成31年4月22日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4053円 (4,053円)	0.3593円 (3,593円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	AMERICAN MLP FUND CURRENCY ALPHA CLASS	68,137,985.200	2,303,472,728	
投資信託受益証券 合計			2,303,472,728	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	677,850	689,915	
親投資信託受益証券 合計			689,915	
合計			2,304,162,643	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「CBREクラリオン・トラスト - ダイワ/クラリオン・アメリカンMLPファンド（通貨αクラス）」の状況
前記「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース

【純資産額計算書】

2019年4月26日

資産総額	3,072,339,722円
負債総額	4,954,268円
純資産総額（ - ）	3,067,385,454円
発行済数量	5,394,826,347口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.5686円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

2019年4月26日

資産総額	75,652,307,912円
負債総額	305,987円
純資産総額（ - ）	75,652,001,925円
発行済数量	74,331,945,019口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0178円

—

ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）日本円コース

純資産額計算書

2019年4月26日

資産総額	775,878,419円
負債総額	108,809円
純資産総額（ - ）	775,769,610円
発行済数量	1,550,069,349口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.5005円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース」の記載と同じ。

—

—

ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）通貨αコース

純資産額計算書

2019年4月26日

資産総額	2,347,426,606円
負債総額	5,250,743円
純資産総額（ - ）	2,342,175,863円
発行済数量	6,505,421,780口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.3600円

（参考）ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコース」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2019年4月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2019年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	75	146,737
追加型株式投資信託	720	15,658,073
株式投資信託 合計	795	15,804,810
単位型公社債投資信託	30	112,678
追加型公社債投資信託	14	1,419,935
公社債投資信託 合計	44	1,532,612
総合計	839	17,337,422

3 【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	28,709	28,489
有価証券	0	554
前払費用	201	214
未収委託者報酬	12,368	11,468
未収収益	82	98
その他	47	56
流動資産計	41,410	40,882
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	213	206
器具備品	12	10
無形固定資産	200	195
ソフトウェア	2,614	2,821
ソフトウェア仮勘定	2,456	2,804
投資その他の資産	158	17
投資有価証券	15,066	12,799
関係会社株式	8,600	8,493
出資金	5,129	1,836
長期差入保証金	183	183
繰延税金資産	1,072	1,070
その他	1,078	1,183
固定資産計	34	31
資産合計	18,927	15,827
	60,337	56,709

（単位:百万円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	65	75
未払金	9,747	8,548
未払収益分配金	8	15
未払償還金	59	40
未払手数料	5,202	4,610
その他未払金	2 4,476	2 3,882
未払費用	4,148	3,735
未払法人税等	850	726
未払消費税等	583	255
賞与引当金	1,012	725
その他	335	2
流動負債計	16,744	14,070
固定負債		
退職給付引当金	2,350	2,389
役員退職慰労引当金	125	103
その他	5	2
固定負債計	2,481	2,496
負債合計	19,225	16,567
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,850	13,052
利益剰余金合計	14,225	13,426
株主資本合計	40,895	40,096
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	216	46
評価・換算差額等合計	216	46
純資産合計	41,112	40,142
負債・純資産合計	60,337	56,709

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	82,510	76,052
その他営業収益	733	673
営業収益計	83,244	76,725
営業費用		
支払手数料	40,392	35,789
広告宣伝費	673	694
調査費	9,816	9,066
調査費	955	1,057
委託調査費	8,860	8,009
委託計算費	839	1,351
営業雑経費	1,579	1,557
通信費	249	228
印刷費	500	513
協会費	53	55
諸会費	13	13
その他営業雑経費	762	746
営業費用計	53,300	48,459
一般管理費		
給料	5,840	5,755
役員報酬	377	373
給料・手当	3,973	4,145
賞与	477	510
賞与引当金繰入額	1,012	725
福利厚生費	788	796
交際費	55	64
旅費交通費	195	178
租税公課	501	472
不動産賃借料	1,281	1,291
退職給付費用	316	374

役員退職慰労引当金繰入額	46	34
固定資産減価償却費	977	907
諸経費	1,528	1,819
一般管理費計	11,531	11,693
営業利益	18,411	16,572

（単位:百万円）

	前事業年度 （自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31 日）	当事業年度 （自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日）
営業外収益		
投資有価証券売却益	210	215
有価証券償還益	17	133
その他	130	172
営業外収益計	359	521
営業外費用		
投資有価証券売却損	0	40
有価証券償還損	3	32
その他	25	60
営業外費用計	29	132
経常利益	18,741	16,961
特別損失		
関係会社整理損失	333	29
特別損失計	333	29
税引前当期純利益	18,407	16,931
法人税、住民税及び事業税	5,843	5,076
法人税等調整額	106	15
法人税等合計	5,737	5,060
当期純利益	12,670	11,870

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計
				繰越利益 剰余金		

当期首残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276
会計方針の変更に よる累積的影響額	-	-	-	480	480	480
会計方針の変更を反 映した当期首残高	15,174	11,495	374	12,712	13,086	39,756
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	11,532	11,532	11,532
当期純利益	-	-	-	12,670	12,670	12,670
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,138	1,138	1,138
当期末残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	264	264	39,540
会計方針の変更に よる累積的影響額	-	-	480
会計方針の変更を反 映した当期首残高	264	264	40,021
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	11,532
当期純利益	-	-	12,670
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	47	47	47
当期変動額合計	47	47	1,090
当期末残高	216	216	41,112

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合計	
				繰越利益 剰余金		

当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
会計方針の変更に よる累積的影響額	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反 映した当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	12,669	12,669	12,669
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	798	798	798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	216	216	41,112
会計方針の変更に よる累積的影響額	-	-	-
会計方針の変更を反 映した当期首残高	216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	12,669
当期純利益	-	-	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	170	170	170
当期変動額合計	170	170	969
当期末残高	46	46	40,142

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、子会社株式等に対する投資に係る将来加算一時差異に基づく繰延税金負債を過年度に遡及して取り崩した結果、貸借対照表の繰延税金負債が480百万円減少し、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の前事業年度期首残高が480百万円増加しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

当財務諸表の作成時において検討中であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」75百万円、「その他」55百万円は、「その他」130百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「有価証券償還損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」の「その他」に表示していた29百万円は、「有価証券償還損」3百万円、「その他」25百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	29百万円	31百万円

器具備品

235百万円

264百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
未払金	4,406百万円	3,788百万円

3 保証債務

前事業年度（2018年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,701百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2019年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,532	4,421	2017年 3月31日	2017年 6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	12,669百万円
配当の原資	利益剰余金

1株当たり配当額	4,857円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月26日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3月31日	2018年 6月26日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	11,868百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,550円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月24日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式

は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（2018年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
（１）現金・預金	28,709	28,709	-
（２）未収委託者報酬	12,368	12,368	-
（３）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,631	7,631	-
資産計	48,709	48,709	-
（１）未払手数料	(5,202)	(5,202)	-
（２）その他未払金	(4,476)	(4,476)	-
（３）未払費用（*2）	(3,286)	(3,286)	-
負債計	(12,965)	(12,965)	-

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
（１）現金・預金	28,489	28,489	-

(2) 未収委託者報酬	11,468	11,468	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,380	8,380	-
資産計	48,338	48,338	-
(1) 未払手数料	(4,610)	(4,610)	-
(2) その他未払金	(3,882)	(3,882)	-
(3) 未払費用（*2）	(2,805)	(2,805)	-
負債計	(11,298)	(11,298)	-

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（ 1 ）現金・預金、並びに（ 2 ）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（ 3 ）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

（ 1 ）未払手数料、（ 2 ）その他未払金、並びに（ 3 ）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注 2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2018年 3 月31日)	当事業年度 (2019年 3 月31日)
(1) 其他有価証券 非上場株式	970	666
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,129	1,836
(3) 長期差入保証金	1,072	1,070

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（注 3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年 3 月31日）

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	28,709	-	-	-
未収委託者報酬	12,368	-	-	-

有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	0	5,302	1,801	117
合計	41,078	5,302	1,801	117

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	-	-	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2018年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2019年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	134	55	79
（２）その他 証券投資信託	4,196	3,740	456
小計	4,331	3,795	535
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	3,299	3,522	223
小計	3,299	3,522	223
合計	7,631	7,318	312

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	87	55	32
（２）その他 証券投資信託	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	3,301	3,560	258
小計	3,301	3,560	258
合計	8,380	8,328	52

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,963	210	0
合計	1,963	210	0

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	389	86	-
（２）その他 証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,318百万円	2,350百万円
勤務費用	159	158
退職給付の支払額	166	171
その他	38	52
退職給付債務の期末残高	2,350	2,389

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,350百万円	2,389百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,350	2,389
退職給付引当金	2,350	2,389
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,350	2,389

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	159百万円	158百万円
その他	24	41
確定給付制度に係る退職給付費用	184	199

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度171百万円、当事業年度174百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金		731
	719	
賞与引当金	244	182
システム関連費用	16	170
未払事業税	162	141
出資金評価損	94	94
投資有価証券評価損	68	32
その他	297	240
繰延税金資産小計	1,602	1,592
評価性引当額	200	164
繰延税金資産合計	1,402	1,428
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	159	159
その他有価証券評価差額金	164	85
繰延税金負債合計	323	244
繰延税金資産の純額	1,078	1,183

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の繰延税金負債の連結法人間取引（譲渡益）は480百万円減少しております。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2018年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,701	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	-	-
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有) 直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	23,216	未払手数料	3,913
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	1,020	未払費用	233
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,048	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	19,975	未払手数料	3,400
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	1,052	未払費用	173
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,063	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,760.66円	1株当たり純資産額	15,389.06円
1株当たり当期純利益	4,857.40円	1株当たり当期純利益	4,550.81円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産額は184円26銭増加しております。

(注3)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益(百万円)	12,670	11,870

普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525
-----------------	-----------	-----------

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
2018年11月1日	臨時報告書
2019年1月15日	有価証券届出書、有価証券報告書
2019年1月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年 5月24日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉 加奈子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年5月24日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコースの平成30年10月23日から平成31年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）米ドルコースの平成31年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) ２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年5月24日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）日本円コースの平成30年10月23日から平成31年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）日本円コースの平成31年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年5月24日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）通貨αコースの平成30年10月23日から平成31年4月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国MLPファンド（毎月分配型）通貨αコースの平成31年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) ２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。